

(2) 主要な研究機関における研究開発の推進と改革

① 大学等

(基本計画のポイント)

- 大学の自主性・自律性を拡大し、主体的・機動的な運営ができるよう更に制度面の改善を進める。
- 大学院の整備・高度化の一層の推進を図るとともに組織編制の弾力化を図る。
- 厳格な自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開する。
- 私立大学については、重点配分を基調として助成の充実を図るとともに、多様な民間資金の導入を促進するための条件整備を行う。

(大学改革)

国立大学等の法人化については、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会」（文部科学省に設置）の最終報告である「新しい「国立大学法人」像について」（平成14年3月）において基本的な制度設計について提言が行われ、また、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」ものとされた。これらを踏まえ、平成15年通常国会において「国立大学法人法」等関連6法案が成立し、平成16年4月から国立大学法人等へ移行した。

（国立大学89大学及び大学共同利用機関13機関が、国立大学法人89法人、及び大学共同利用機関法人4法人に統合。）

(国立大学の法人化の基本的な制度設計のポイント)

- ① 大学ごとに法人化することにより、自律的な運営を確保し、各大学の切磋琢磨により国際競争力の育成を図る。
- ② 教職員の身分を非公務員型とすることにより、各教職員の実績に応じた処遇や、産学官連携等の活発化を図る。
- ③ 学外者を役員等に参画させるとともに、役員会によるトップ・マネジメントの導入により、透明で機動的・戦略的な大学運営を実現する。
- ④ 第三者評価の導入による事後チェック方式に移行することにより、各大学の努力や業績が適切に評価され、国立大学の個性的な発展が図られるようにする。

○大学改革の状況

大学の学部・学科に対する国の設置認可の弾力化及び第三者による継続的な評価体制の整備により、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにすることを内容とする中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月5日）が提唱された。これを受けて、文部科学省では学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国による認可を不要とする等の設置認可の弾力化を実施（平成15年4月1日施行）。また、第155回国会において学校教育法を改正し、高度専門職業人養成を行う専門職大学院制度を整備するとともに、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」（平成15年1月23日）に基づき、専門職大学院設置基準を策定し、平成15年4月1日より施行した。

平成16年4月から、大学の教育研究水準の向上に資するため、国公私の全ての大学は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けることとする制度を導入した。これにより、全ての大学は、その総合的な状況については7年以内ごと、専門職大学院については5年ごとに評

価を受けることとなる。

公立大学についても地方独立行政法人法の施行（平成16年4月）より、法人化による自律的・弾力的な運営を可能とするとともに、私立大学については、私立学校法の一部改正（平成16年通常国会）により、学校法人の管理運営制度の改善が図られることとなった。

（大学院の整備状況）

平成15年5月1日現在、大学院を置く大学は531（507）、研究科数は1,377（1,326）、在学者数は修士課程159,481人（155,267人）、博士課程71,363人（68,245人）である。（括弧内は平成14年5月1日現在の数）。

学位授与数は、平成13年度修士号取得者66,292人（60,386人）、博士号取得16,183人（16,076人）であり、近年増加傾向にある。（括弧内は平成12年度の数）

また、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に特化した実践的な教育を行う新たな大学院として、専門職大学院制度を平成15年4月より新たに発足させたところであり、平成15年度現在8大学に10の専攻が設置され、平成16年度開設のものとして法科大学院をはじめとし、新たに76大学に83専攻が設置された。（これらの専門職大学院の分野としては、経営管理、公共政策、公衆衛生等がある。）

（教育研究機能の向上）

○カリキュラム改革

大学におけるカリキュラム改革の具体的内容として、科目区分の見直し、専門教育・教養教育とも4年間を通じて履修できる「くさび型教育課程」の導入、必修・選択の見直し、単位計算の見直し、コース制の導入、卒業要件単位数の見直しが行われており、平成14年度の実績は以下のとおり。（括弧内は平成13年度の実績）

表2-Ⅱ-26 大学におけるカリキュラム改革実施状況

	国 立	公 立	私 立	計
科目区分の見直し	71 (93)	38 (31)	327 (351)	436 (475)
くさび型教育課程の導入	45 (81)	6 (20)	150 (228)	201 (329)
必修・選択の見直し	77 (83)	35 (20)	321 (262)	433 (365)
単位計算見直し	48 (81)	10 (17)	126 (223)	184 (321)
コース制の導入	31 (50)	10 (6)	172 (148)	213 (204)
卒業要件単位数の見直し	62 (90)	22 (19)	150 (244)	234 (353)

「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省調査）において、各大学のカリキュラム改革等の実施状況を調査・公表することにより、教育内容の改善に関する、各大学の積極的な取組を促している。

○シラバス作成の取り組み状況

授業の質を高めるシラバス（授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に示した授業計画）を作成している大学は年々増加しており、平成14年度は、669大学（約97%）、1,676学部（約97%）がシラバスを作成している。（平成13年度は、659大学（約98%）、1,622学部（約96%）が作成）

(厳正な自己点検・評価の実施)

○自己点検・評価実施大学数

自己点検・評価を実施している大学は631大学（全大学の92%）、うち評価結果を公表しているのは611大学（89%）、また第三者評価機関による評価を実施しているのは282大学（全大学の41%）である。（いずれも平成14年10月現在）

○ファカルティ・ディベロップメントの実施

教員が授業内容・方法を見直し、向上させるための組織的な取り組みでありファカルティ・ディベロップメント（例：新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施等）を実施している大学は、年々増加しており、平成14年度現在、458大学（約67%）の大学が実施している。（平成13年度は409大学（約61%）が実施）

○学生による授業評価

学生による授業評価を実施している大学は574大学（全大学の84%）、そのうち194大学（28%）で授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取り組みを行っている。（いずれも平成14年10月現在）

○大学評価・学位授与機構による大学評価

平成12年度に創設された大学評価・学位授与機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等に提供するとともに公表している。実績は以下のとおり。

(評価法)

- 全学テーマ別評価：大学等における教育研究活動等について、全学的な課題をテーマとして設定し、各大学等を単位として評価
- 分野別教育評価：大学における教育活動等について、学問分野ごとに学部、研究科を単位として評価
- 分野別研究評価：大学等における研究活動等について、学問分野ごとに学部及び研究科、大学附置研究所、大学共同利用機関を単位として評価

(これまでの実績)

平成12年度着手（評価結果を平成14年3月公表）

- 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」：112機関
- 分野別教育評価「理学系」及び「医学系（医学）」：25組織
- 分野別研究評価「理学系」及び「医学系（医学）」：12組織

平成13年度着手（評価結果を平成15年3月公表）

- 全学テーマ別評価「教養教育」：95機関
- 同 「研究活動面における社会との連携及び協力」：113機関
- 分野別教育評価「法学系」、「教育学系」、「工学系」：36組織
- 分野別研究評価「法学系」、「教育学系」、「工学系」：18組織

平成14年度着手（評価結果を平成16年3月公表）

- 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」：115機関
 - 分野別教育評価「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」：63組織
 - 分野別研究評価「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」：30組織
- について、初めて公立大学の参画を得て実施。

○法人化後の評価等

国立大学法人は、自らの理念および長期目標を実現する1つのステップとして6年間の中期目標および中期計画を策定し、その達成状況に関して自己点検・評価を行うことを基本としつつ、国立大学法人評価委員会による評価を受けることとされている。なお、各法人の教育・研究の業績の評価については、大学評価・学位授与機構が6年間の期間についてまとめて実施し、その評価結果を含め、国立大学法人評価委員会が総合評価を行うこととなっている。

(私立大学等における教育研究機能等の強化に向けた取組状況)

○私大助成の状況

私立大学等経常費補助金については、科学技術基本計画や経済財政諮問会議の方針等を踏まえ、世界水準の私立大学づくりを目指す観点から、平成14年度より新たに「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を創設し、

- ① 優れた教育研究を実践する卓越した大学院への支援
- ② 先端的・先導的学術研究の推進
- ③ 学部における教育の質の向上や教育システムの改善
- ④ 教育研究の高度情報化の推進

を通じて、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行うなどして助成の充実を図っている。

〈予算額の推移(百万円)〉

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
私立大学等経常費補助金	314,250	319,750	321,750	326,250
うち私立大学教育研究 高度化推進特別補助	—	64,481	67,481	71,991

〈私立大学教育研究高度化推進特別補助交付状況〉

	平成14年度	平成15年度
私立大学	451校	467校
私立短期大学	350校	334校
私立高等専門学校	2校	2校

○多様な民間資金の導入に係る対応状況

① 私立大学における受託研究収入の非課税措置の創設

平成14年4月より、私立大学における一定の受託研究が、法人税法の課税対象から除外された。

② 私立大学等に対する現物寄附に係る譲渡所得等の非課税制度の特例の創設

平成15年4月より、私立大学等に対する現物寄附について、一定の要件の下でみなし譲渡取得の非課税制度の承認要件を満たすものとする等の措置が講じられた。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善

平成16年4月より、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度について、審査手続き等の抜本的な簡素化が行われた。